

働く庶民の生活と権利を守る！

～二年ごしの政策要求が結実～

(2004.8.30)

熱く燃えた8月もあとわずか。頬をなでて過ぎる朝夕のかすかな風が、ひんやりと心地よい秋の訪れを感じさせ、去りゆく夏を追いかけたい衝動にさえ駆られる今日この頃。いかがお過ごしでしょうか。残暑お見舞い申し上げます。

さて、今回は、働く庶民のための辻泰弘の二年ごしの国会活動の成果をご報告致します。

<働く者に冷たい法制度を改めよ！>

日本の法律では、企業の破産時に未払いの賃金があっても、滞納された税金や社会保険料などの清算が優先され、その後に財産が残っていなければ未払いの賃金は支払われませんが、先の通常国会で改正破産法が成立し(5月25日)、破産手続開始前3カ月分の賃金と3カ月分の賃金相当額までの退職金が、優先的に支払われることとなりました。

本来これは、構造改革に着手した3年前に対処されているべきことであり、倒産件数が減少してから、しかも来年1月から、という政府・与党の対応の遅さには憤りを覚えます。

辻 泰弘：労働債権の優先順位が租税債権よりも低い法体系は労働者に非常に冷たい。

小泉総理が「努力が報われる社会」をめざすと言い、「構造改革がめざすのは人を何よりも重視する国である」と言う以上、早急に改めるべきだ。

森山 法務大臣(当時)：労働債権の優先順位を引き上げを検討している。2003年中には破産法等の改正法案を提出したい。(参議院決算委員会2002年8月8日)

<労働法に理解ある弁護士の養成を！>

2000年以降、労働法が司法試験の選択科目からはずされたことは、労働問題の解決が一層求められる時勢に逆行するものでしたが、去る8月2日、法務省の司法試験委員会は法務大臣に、2006年からの新しい司法試験の選択科目に労働法を入れるよう答申しました。

辻 泰弘：倒産、リストラ、個別労働紛争などの多発する折柄、労働法を司法試験の選択科目にしっかりと位置づけるべきだ。

寺田 法務省 司法法制部長(当時)：労働法の専門家養成は非常に重要。非常に多くの法科大学院が労働法の科目開設を予定。その動向を試験科目に反映していく。

(参議院厚生労働委員会 2002年11月17日)